

和光市介護保険条例等の一部を改正する条例（案）について

和光市長寿あんしん課

和光市介護保険条例の条例の一部改正について（案）

1 改正の趣旨

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）が公布されたこと及び、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）が公布されたことにより、和光市介護保険条例を改正する。

2 改正の内容（第 7 条関係）

（1）保険料の改正

第 8 期介護保険事業計画の保険料率の改定に基づき、介護保険料の改正を行う。

条項	改正前	改正後	軽減措置後
第 7 条（1）	1 6 , 5 4 0 円	3 2 , 7 3 0 円	1 9 , 6 3 0 円
第 7 条（2）	2 7 , 5 8 0 円	4 9 , 0 9 0 円	3 2 , 7 3 0 円
第 7 条（3）	3 8 , 6 2 0 円	4 9 , 0 9 0 円	4 5 , 8 2 0 円
第 7 条（4）	4 9 , 6 5 0 円	5 8 , 9 1 0 円	
第 7 条（5）	5 5 , 1 7 0 円	6 5 , 4 6 0 円	
第 7 条（6）	6 8 , 0 7 0 円	8 1 , 8 2 0 円	
第 7 条（7）	7 7 , 2 4 0 円	9 1 , 6 4 0 円	
第 7 条（8）	9 1 , 0 4 0 円	1 0 8 , 0 0 0 円	
第 7 条（9）	1 0 4 , 8 3 0 円	1 2 4 , 3 7 0 円	
第 7 条（10）	1 1 8 , 6 3 0 円	1 4 0 , 7 3 0 円	
第 7 条（11）	1 3 2 , 4 2 0 円	1 5 7 , 1 0 0 円	
第 7 条（12）	1 4 8 , 9 8 0 円	1 7 6 , 7 4 0 円	
第 7 条（13）	1 6 5 , 5 2 0 円	1 9 6 , 3 8 0 円	

（2）基準所得金額の改正

介護保険施行規則等の一部改正により、第 1 号被保険者の保険料設定における、令和 3 ～ 5 年度までの第 7 段階及び第 8 段階の上限となる基準所得金額をそれぞれ 210 万円、320 万円と定められることに伴い、改正を行う。

(3) 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除について

令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地¹の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができるとされたことに伴い、改正を行う。

(4) 個人所得課税の見直しについて

平成30年度税制改正（令和3年度から適用）において、給与所得控除・公的年金控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることに伴い、改正を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日

¹適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と周辺地域の利用状況に比べて利用程度が低い「低利用地」の総称

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正 に併せた和光市条例の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「居宅基準」という。）等の介護サービスに係る基準については、3 年に 1 度、介護報酬に係る改定と併せて、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正を行っている。

令和 3 年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、関係省令について所要の改正を行う。

なお、居宅基準等を改正した場合、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）等の規定により、市の条例の一部改正を要する。

【対象となる条例】

- 和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）（以下「市地域密着型条例」という。）
- 和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）（以下「市地域密着型予防条例」という。）
- 和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 5 号）（以下「市介護予防支援条例」という。）
- 和光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年条例第 10 号）（以下「市居宅介護支援条例」という。）

2. 改正の内容

1 訪問系サービス

(1) 夜間対応型訪問介護

☐ オペレーターの配置基準等の緩和

地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、以下について可能とする。

ア オペレーターについて、

- a 併設施設等（短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の職員と兼務すること。（市地域密着型条例第48条関係）

- b 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。（市地域密着型条例第48条関係）

イ 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託すること。（市地域密着型条例第57条関係）

ウ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。（市地域密着型条例第57条関係）

(2) 訪問系サービス共通（夜間対応型訪問介護）

① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。（市地域密着型条例第58条関係）

2 通所系サービス

(1) (介護予防) 認知症対応型通所介護

☐ 管理者の配置基準の緩和

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。（市地域密着型条例第67条、市地域密着型予防条例第11条関係）

(2) 通所系サービス共通（地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護）

☐ ① 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならないこととする。（市地域密着型条例第60条の15、市地域密着型予防条例第31条関係）

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（市地域密着型条例第60条の13、市地域密着型予防条例第29条関係）

3 多機能系サービス

（1）（介護予防）小規模多機能型居宅介護

○ 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。（市地域密着型条例第83条及び第84条、市地域密着型予防条例第45条及び第46条関係）

（2）多機能系サービス共通（（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

① 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間（※）に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。（市地域密着型条例第102条、市地域密着型予防条例第59条関係）

（※）市町村が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービスの需要の見込みを踏まえ、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられる。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

4 居宅介護支援

① 質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者には、以下について利用者に説明を行うことを新たに求める。(市居宅介護支援条例第7条関係)

- ・ 作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ・ 作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合

② 生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入する。(市居宅介護支援条例第16条関係)

5 居住系サービス

(1) 地域密着型特定施設入居者生活介護

○ 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならないこととする。

(2) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

○ 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。

ア 経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「1以上3以下」とする。

**※和光市では、条例制定当初から、実際の事務運用に合わせて、「3以下」と定めています。
(市地域密着型条例第114条第1項、市地域密着型予防条例第75条第1項関係)**

イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に

定める。(市地域密着型条例第111条、第112条及び第114条、市地域密着型予防条例第72条、第73条及び第75条関係)

② 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。(市地域密着型条例第111条、市地域密着型予防条例第72条関係)

③ 外部評価に係る運営推進会議の活用

認知症グループホームでは、外部評価と運営推進会議の双方で「第三者による評価」が行われているが、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。(市地域密着型条例第118条、市地域密着型予防条例第88条関係)

④ 計画作成担当者の配置基準の緩和

認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。(市地域密着型条例第111条、市地域密着型予防条例第72条)

(3) 居住系サービス共通（地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護）

○ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。(市地域密着型条例第124条及び第147条、市地域密着型予防条例第82条関係)

6 施設系サービス

(1) 地域密着型介護老人福祉施設

○ 地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し

地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを行う。

ア 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。（市地域密着型条例第152条関係）

イ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。（市地域密着型条例第152条関係）

（２）施設系サービス共通（地域密着型介護老人福祉施設）

① 介護保険施設の人員配置基準の見直し

従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。（市地域密着型条例第152条関係）

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、３年の経過措置期間を設けることとする。（市地域密着型条例第170条関係）

③ 口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。その際、３年の経過措置期間を設けることとする。（市地域密着型条例第164条の３新設関係）

④ 栄養ケア・マネジメントの充実

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。

ア 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める）（市地域密着型条例第152条関係）

イ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、３年の経過措置期間を設けることとする。（市地域密着型条例第164条の２新設関係）

⑤ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。（市地域密着型条例第181条関係）

ア １ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護。看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

7 全サービス共通

① 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施（市地域密着型条例第172条関係）

イ 訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施（市地域密着型条例第34条及び第60条の16、市地域密着型予防条例第32条、市介護予防支援条例第23条の2新設、市居宅介護支援条例第24条の2新設関係）

② 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。その際、3年の過措置期間を設けることとする。（市地域密着型条例第33条の2新設、市地域密着型予防条例第29条の2新設、介護予防支援基準第21条の2新設、市居宅介護支援条例第22条の2新設関係）

③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。（市地域密着型条例第31条、第55条、第60条の11及び第60条の33、市地域密着型予防条例第27条関係、介護予防支援基準第19条、市居宅介護支援条例第20条、）

④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。（市地域密着型条例第34条、第40条、第41条の2、第60条の16、第60条の17、第60条の36、第88条、第118条、第139条、第158条、第159条、第172条、第176条及び第183条、市地域密着型予防条例第32条、第38条の2、第40条、第50条及び第79条、介護予防支援基準第23条の2、第29条の2及び第33条、市居宅介護支援条例第16条、第24条の2及び第30条の2、関係）

ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用し

ての実施を認める。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。（市地域密着型条例第204条新設、市地域密着型予防条例第92条新設、市介護予防支援条例第36条新設、市居宅介護支援条例第35条新設関係）

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。（市地域密着型条例第204条新設、市地域密着型予防条例第92号新設、市介護予防支援条例第36条新設、市居宅介護支援条例第35条新設関係）

⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。（市地域密着型条例第35条、市地域密着型予防条例第33条、市介護予防支援条例第24条、市居宅介護支援条例第25条関係）

⑧ 高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（市地域密着型条例第3条、第32条、第41条の2新設、第56条、第60条の12、第60条の34、第74条、第101条、第123条、第146条、第169条及び第187条、市地域密着型予防条例第3条、第28条、第38条の2新設、第58条及び第81条、市介護予防支援条例第3条、第20条、第29条の2新設、市居宅介護支援条例第3条、第21条及び第30条の2新設関係）

⑨ CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

全てのサービスについて、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。（市地域密着型条例第3条、市地域密着型予防条例第3条、市介護予防支援条例第3条、市居宅介護支援条例第3条関係）

8 その他所要の改正

1 から 7 までのほか、その他所要の規定の整備を行う。